

熊谷市小規模修繕契約の登録申請をされる方へ

1 目的

この登録制度は、熊谷市が発注する小規模な修繕工事の契約のうち、入札参加資格審査申請（指名参加願）のない方でも契約することができる「小額で内容が軽易な契約」を希望する方を登録し、熊谷市内業者の受注を拡大しようとするものです。

2 登録できる方

小規模修繕工事を希望される方で、熊谷市に主たる事業所（本店）を置く方。
ただし、次に掲げる方は登録できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する方。
- (2) 熊谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録された方。
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格又は許可を有しない方。
- (4) 市税に滞納がある方。（非課税の方、納期未到来分等を除く。）

3 登録名簿への登載

この登録申請をした方は、「熊谷市小規模修繕契約希望者登録名簿」（以下「登録名簿」という。）に登録し、庁内に提供し、熊谷市が発注する小規模な契約の際に業者選定の対象となります。なお、登録したことにより選定や契約を約束するものではありません。

4 申請・有効期間

有効期間は、申請を行い審査に合格した日から令和7年10月31日までとします。その後、2年毎に更新の申請により、登録を行います。

ただし、有効期間の間に指名参加願（建設工事※上記2－（2））を提出した場合は、登録は取り消されます。

5 契約者の選定方法

見積りに選定された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積り競争により、最も低価格の見積書を提出した方と契約することになります。

また、見積りに選定されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は、必ず連絡（電話でも可）をお願い致します。

6 契約書又は請書

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って契約します。この場合の契約保証金は、原則として免除します。なお、契約締結後は辞退できません。

7 下請け等の禁止

契約の履行は、熊谷市契約規則、熊谷市建設工事請負契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種の範囲は、自ら施工できる業種を記載してください。

8 請負代金支払時期

請負代金の支払は、完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は、正当な請求を受けてから30日以内です。

9 契約関係法の遵守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりま

せん。登録業者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

10 登録名簿の公開

この登録名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご承認のうえ申請してください。

11 登録事項に変更（希望業種の追加を含む。）がある場合、または取り下げる場合 熊谷市小規模修繕契約希望者登録事項変更・取下届出書を提出してください。

【熊谷市小規模修繕契約希望者申請書の書き方】

- 1 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業者が自宅で事業を行っている場合は、自宅を事業所として記入してください。
- 2 「商号又は名称」については、法人の場合は商業登記簿に記載された商号を記入し、個人の場合は、通常使用している名称がある場合は、それを記入してください。
- 3 「代表者職・氏名」については、代表者の職、氏名を記入してください。法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の職名を記入し、個人事業者の場合は、「代表」と記入してください。
- 4 「使用印鑑」については、登録期間中に見積書、契約書、請求書等に使用することとなるものです。法人の場合は代表取締役印（登録印）、個人事業者の場合は原則として実印としますが、それ以外の場合は、ゴム印等の変形しやすいものは使用しないでください。
- 5 「希望業種」については、5業種以内で記入してください。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可、登録等を必要とする場合は、それらを受けていなければ申請できません。業種は簡潔かつ具体的に記入してください。許可、免許、登録等を有する場合は、種類、名称等を記入し、その写しを添付してください。

※ 希望業種の記載例

ブロック積工事、造園工事、足場工事、土留工事、ネットフェンス工事、門扉取付け工事、タイル張り工事、屋外広告塔工事、路面標示工事、大工工事、左官工事、塗装工事、外壁吹付工事、建築板金工事、防水工事、畳製造工事、内装間仕切り工事、ふすま工事、壁紙貼付け工事、建具取付け工事、サッシ取付け工事、ガラス工事、家具工事、構内電気設備工事、照明設備工事、火災報知設備工事、冷暖房設備工事、水道設備工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事等

【納税証明書の添付について】*原本のみ

個人の場合 直近の市県民税納税証明書

法人の場合 直近の法人市民税納税証明書

上記について完納であること。

市県民税非課税の場合は所得証明書を添付。（納税証明書は不可。）

新規に設立した法人で、課税期間がない場合は営業証明書の写しを添付。

問い合わせ先 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目 47 番地 1
熊谷市役所総務部契約課 契約検査係
電話 048-524-1111（代表） 内線 512